

提出日：平成 年 月 日

福岡労働局長 殿

申請事業主 所在地
名 称
代表者役職名氏名

印

申 立 書

人材開発支援助成金（制度導入助成）支給申請に際して、当事業主は常時使用する労働者が10人未満のため、就業規則を労働基準監督署などに届け出ていない旨申し立てます。

なお、新たに導入する人材育成制度（セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度）を規定した就業規則は、全労働者に対して平成 年 月 日（注）に周知及び合意され、下記制度導入日（施行日）に当申立書を就業規則に添付していたことを重ねて申し立てます。

制度導入日（施行日） 平成 年 月 日

全労働者署名及び押印欄

_____ 印	_____ 印	_____ 印
_____ 印	_____ 印	_____ 印
_____ 印	_____ 印	_____ 印

（注）計画届の認定を受けた後、制度導入日までの間に就業規則を周知する必要があります。

また、全労働者とは周知する日の時点で在職する労働者全員（雇用形態を問わない）となります。

(H29.04.01)